銀行法施行規則第三十四条の三十七第四号ホ	又は貸金業法	、貸金業法
	場合において	場合又は銀行法第五十二条の五十六第一項の規定により銀行法第五十二条の三十六第一項の許可を取り消された場合において
銀行法施行規則第三十四条の三十七第四号ト(1)	第二十七条	第二十七条（再編強化法附則第三十三条第一項の規定により適用する場合を含む。）
	第五十二条の五十六第二項	第五十二条の五十六第二項（再編強化法附則第三十三条第一項の規定により適用する場合を含む。）
銀行法施行規則第三十四条の三十七第四号チ	貸金業法若しくは	貸金業法、
	又はこれら	若しくは銀行法又はこれら
銀行法施行規則第三十四条の三十七第五号イ	経過しない者	経過しない者（農林中央金庫が銀行法第二十七条又は第二十八条の規定により再編強化法附則第二十六条第一項の認可を取り消された場合にあつては、その取消しの日から五年を経過しない特定承継会社であつた者）
銀行法施行規則第三十四条の四十三第二項	第四十二条第三項	第四十二条第三項（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合連合会等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行令（平成九年政令第八号）附則第十七条において準用する場合を含む。）
	又は同法第二条第一項第二号に規定する信用農業協同組合連合会	、同法第二条第一項第二号に規定する信用農業協同組合連合会又は特定承継会社、特定承継会社代理業者（銀行法第五十二条の三十六第一項の主務大臣の許可を受けて特定承継会社のために法第二条第十四項各号に掲げる行為のいずれかを行う営業を営む者をいう。）である場合にあつては当該特定承継会社
保険業法施行規則第五十二条の二十三第四項	第四十二条第三項	第四十二条第三項（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行令（平成九年政令第八号）附則第十七条において準用する場合を含む。）
保険業法施行規則第五十六条の二第二項第三十四号の二	又は農林中央金庫の業務（同号に該当するものを除く。）	、農林中央金庫の業務（同号に該当するものを除く。）又は農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律附則第二十六条第一項に規定する特定承継会社が行う同法第二十七条第二号に規定する特定業務（第四十一号に該当するものを除く。）
保険業法施行規則第二百三十四条第二項	同項の	再編強化法第四十二条第三項（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行令附則第十七条において準用する場合を含む。）の
	又は再編強化法第二条第二項に規定する信用農水産業協同組合連合会	、再編強化法第二条第二項に規定する信用農水産業協同組合連合会又は再編強化法附則第二十六条第一項に規定する特定承継会社
保険業法施行規則第二百三十四条第三項	銀行代理業者を	銀行代理業者及び農業協同組合を
沖縄総合事務局組織規則第二十三条第三号イ	第四十二条第三項	第四十二条第三項（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行令（平成九年政令第八号）附則第十七条において準用する場合を含む。）
信託業法施行規則第四十条第四項	第四十二条第三項	第四十二条第三項（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行令（平成九年政令第八号）附則第十七条において準用する場合を含む。）

（特定承継会社に係る財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則の適用関係）

第四十一条　特定承継会社について財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号）の規定を適用する場合においては、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

読み替える財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第百二十二条第二号	銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号）	銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号）（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行規則（平成九年大蔵省・農林水産省令第一号）附則第三十五条第一項において準用する場合を含む。）

（農業協同組合が特定承継会社の業務の代理を行う場合についての中小企業等協同組合法施行規則の準用）

第四十二条　農業協同組合が令附則第十七条において準用する法第四十二条第三項の認可に係る特定承継会社の業務の代理を行う場合については、中小企業等協同組合法施行規則（平成二十年内閣府、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第一号）第十九条第一項第十八号、第二項及び第三項の規定を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。